

地方自治体による広域連携の推進について

令和2年10月29日(木)

総務省自治行政局市町村課

第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」の概要（令和2年6月26日総理手交）

1. 基本的な認識

- 2040年頃にかけて人口減少・高齢化等の人口構造の変化が進み、更新時期の到来したインフラは増加。支え手・担い手の減少など資源制約に伴い、地域社会の持続可能性に関する様々な課題が顕在化。「地域の未来予測」を踏まえ、技術を活かした対応、地域や組織の枠を越えた連携を長期的な視点で選択する必要
- 新型コロナウイルス感染症への対応を通じ、住民に身近な地方公共団体が提供する行政サービスの重要性や、人、組織、地域がつながり合うデジタル社会の可能性が広く認識。また、人口の過度の偏在に伴うリスクが浮き彫りに。

地方行政のあり方を変化・リスクに適応したものへと転換する必要

目指すべき地方行政の姿

地方行政のデジタル化（2） Society5.0における技術の進展を最大限活用し、時間/場所を問わず迅速/正確な行政サービスの提供を推進
公共私連携（3） / 地方公共団体の広域連携（4）

資源制約の下でも、地域に住民が安心して快適に生活を営む地域社会を形成/都市・地域のスマート化の実現
都道府県間の連携・協力によって、人の往来が活発な大都市圏の広域課題に対応

地方議会（5）

資源制約の下で一層重要な役割を果たせるよう、多様な住民の参画を推進

2. 地方行政のデジタル化

- 従来の技術や慣習を前提とした行政体制を変革。Society5.0における技術の進展を最大限活用し、スマートな自治体行政へ
- マイナンバー制度は国・地方を通じたデジタル化の基盤に。地方行政のデジタル化に向けて、国が果たすべき役割はより重要に

国・地方を通じた行政手続のデジタル化

- 1 行政手続のオンライン化をはじめ地方行政のデジタル化は、住民が迅速/正確に行政サービスを受取るために不可欠
- 1 国・地方共通の基盤であるマイナンバー制度の活用とマイナンバーカードの機能発揮を通じた普及を図り、行政手続のデジタル化を推進

地方公共団体の情報システムの標準化

- 1 国は、地方公共団体の基幹系システムについて、法令に根拠を持つ標準を設定。地方公共団体は、原則として、当該標準に則って各事業者が開発したシステムを利用

AI等の活用

- 1 国は、地方公共団体のAI等の技術開発を支援
幅広く活用すべき技術の全国利用を促進

人材面の対応

- 1 国は、地方公共団体のICT専門人材の確保等を支援

データ利活用と個人情報保護制度

- 1 官民相互のデータ利活用を円滑化していくことが重要であり、それに対応した個人情報保護制度の積極的な議論を期待

第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」の概要（令和2年6月26日総理手交）

3. 公共私連携

〇 住民に必要なサービスを確保していくため、行政のほか、コミュニティ組織、NPO、企業等の地域社会の多様な担い手の連携が重要に

連携・協働のプラットフォーム構築

- Ⅰ 地域の多様な主体の連携・協働のプラットフォームを市町村が構築
- Ⅰ 民間人材と地方公務員の交流環境の整備
(例：多様な任用形態・兼業許可の活用等)

地縁法人制度の再構築・共助の担い手の基盤強化

- Ⅰ 地域課題への取組を行う地縁法人制度として、認可地縁団体制度（自治会による不動産保有のための法人制度）を再構築
- Ⅰ 市町村は、共助の担い手に人材・資金・ノウハウ等を支援
(例：地域運営組織・集落ネットワーク圏、地域おこし協力隊・企業人)

4. 地方公共団体の広域連携

広域連携による基礎自治体の行政サービス提供

〇 地域において住民が安心して快適に生活を営むことができるようにするため、住民の生活機能の確保や、持続可能な都市構造への転換・都市/地域のスマート化の実現などのまちづくりなどのため、市町村による他の地方公共団体との自主的な連携が重要

市町村連携の課題への対応

- Ⅰ 定住自立圏、連携中枢都市圏等の市町村連携の取組を深化
 - 〇 連携計画の作成等の役割を担う市町村と、他の市町村による連携施策のPDCAサイクルの整備
 - 〇 公共私連携の強化のため、共私からの意見聴取・提案検討
 - 〇 市町村連携を前提として、都道府県からの積極的な事務移譲
- が重要
法制度化には、関係者と十分な意見調整が必要

都道府県による市町村の補完・支援体制の強化

- Ⅰ 多様な市町村の現状を踏まえ、きめ細やかな都道府県による補完・支援が必要
- Ⅰ 市町村から都道府県に役割分担の協議を要請する仕組みも検討

多様な連携による生活機能の確保

- Ⅰ 多様な市町村間の広域連携により住民の生活機能を確保(関係市町村に適切に財政措置)

都道府県の区域を越えた連携

〇 広域課題への対応には、都道府県間の一層緊密な協力関係が必要に

都道府県の区域を越えた広域課題への対応

- Ⅰ 大規模な災害や感染症への対応など、都道府県を越えた広域的な課題に対し、都道府県相互の協力関係の構築が必要
- Ⅰ 人口の移動が特に多い東京圏では、国も連携し、継続的に協力・調整を行う体制の構築が必要

5. 地方議会

〇 資源制約に伴って合意形成が困難な課題が増大する中、住民の多様な意見を反映しながら合意形成を行う場である地方議会に、より多様な層の住民が参画できるようにすることが必要

【無投票当選者割合】

都道府県26.9%、指定都市3.4%、市2.7%、町村23.3%

請負禁止の緩和

- Ⅰ 禁止される請負の範囲の明確化等（個人の請負の一部緩和も検討）

立候補環境の整備

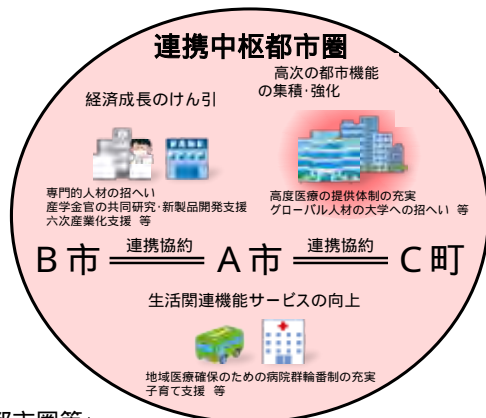
- Ⅰ 立候補に伴う不利益取扱いを禁止

多様な広域連携の推進

- ・ 2040年頃にかけて生じる人口構造の変化やインフラの老朽化等の変化・課題に的確に対応し、持続可能な形で住民生活を支えていくためには、各地方公共団体がそれぞれの強みを活かし、資源を融通し合うなど、地域の枠を越えた連携が重要。
- ・ 今後のインフラの老朽化や専門人材の不足の深刻化に対応するため、長期的な変化・課題の見通しを共有し、広域連携による施設・インフラ等の資源や専門人材の共同活用に取り組むことが効果的。
- ・ 市町村による他の地方公共団体との連携は、地域の実情に応じ、市町村間の広域連携、都道府県による補完・支援など、多様な手法の中から、最も適したものを選択することが適当。

連携中枢都市圏等

広域的な産業政策等の取組に加え、施設・インフラや専門人材の共同活用による生活機能の確保、広域的なまちづくりなど、合意形成が容易ではない課題にも対応し、取組を深化させていくことが必要



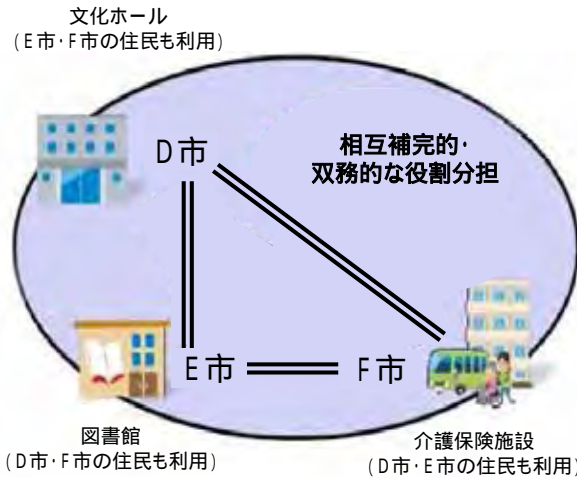
連携中枢都市圏等：

・ 連携中枢都市圏 (指定都市又は中核市かつ昼夜間人口比率おおむね1以上の市を中心とする圏域)

・ 定住自立圏 (人口5万程度以上かつ昼夜間人口比率1以上の市を中心とする圏域)

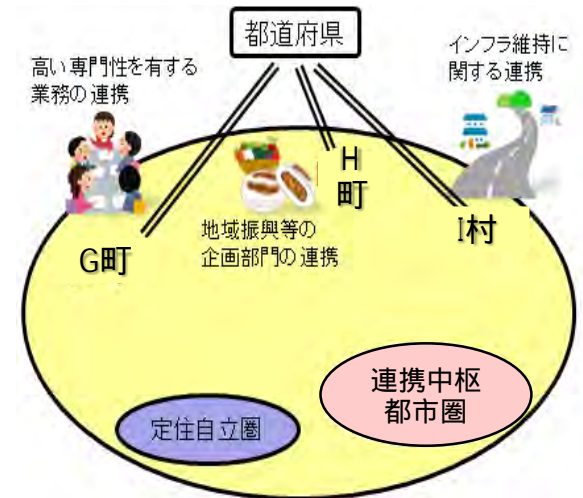
連携中枢都市圏等以外の市町村間の広域連携

核となる都市がない地域や三大都市圏においても、安定的・継続的な広域連携による生活機能の確保等の取組が必要



都道府県による市町村の補完・支援

個々の市町村の規模・能力や市町村間の広域連携の取組状況に応じて、これまで以上にきめ細やかな都道府県による補完・支援が必要



連携中枢都市圏の取組の推進

連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

連携中枢都市圏に何が求められているのか

圏域全体の経済成長のけん引

産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等

高次の都市機能の集積・強化

高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等

圏域全体の生活関連機能サービスの向上

地域医療確保のための病院群輪番制の充実、

地域公共交通ネットワークの形成 等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入（平成26年11月1日施行）
- 平成26年度から、連携中枢都市圏の形成等を推進するため、国費により支援
- 平成27年度から、地方交付税措置を講じて全国展開
 - 連携中枢都市の取組への普通交付税措置・特別交付税措置 等
 - 連携市町村の取組への特別交付税措置 等

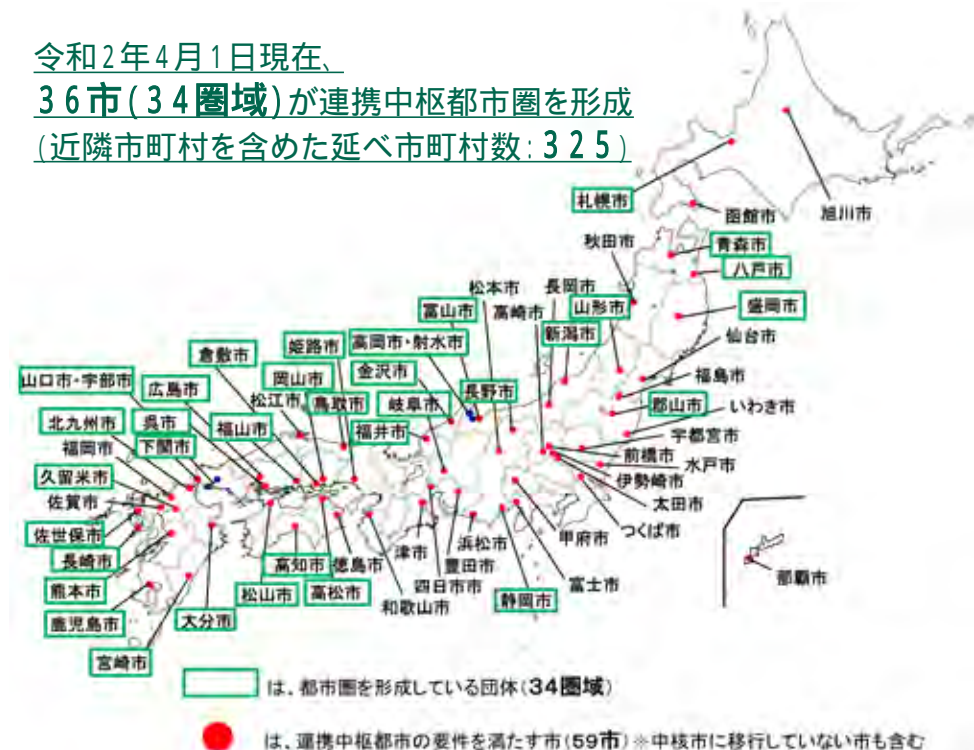
連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢
都市宣言

連携協約
の締結

都市圏ビジョン
の策定

令和2年4月1日現在、
36市(34圏域)が連携中枢都市圏を形成
(近隣市町村を含めた延べ市町村数:325)



〔連携中枢都市圏とは〕

地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

ただし、隣接する2つの市(各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、連携中枢都市圏と同等の取組が見込まれる場合においては、これに該当するものとする。

第32次地方制度調査会 答申（抜粋）

第4 地方公共団体の広域連携

1 広域連携による基礎自治体の行政サービス提供

(1) 基本的な考え方

2040年頃にかけて生じる変化・課題、そして大規模な自然災害や感染症等のリスクにも的確に対応し、持続可能な形で地域において住民が快適で安心な暮らしを営んでいくことができるようにするためには、地方公共団体がそれぞれの有する強みを活かし、それぞれの持つ情報を共有し、資源を融通し合うなど、地域の枠を越えて連携し、役割分担を柔軟に見直す視点が重要となる。市町村においては、他の地方公共団体と連携し、住民の生活機能の確保、地域の活性化・経済成長、災害への対応、地域社会を支える次世代の人材の育成、さらには、森林や農地の保全、持続可能な都市構造への転換、技術やデータを活用した都市・地域のスマート化の実現などのまちづくり等に広域的に取り組んでいくことが必要である。この際にも、公共私連携により、地域を支える多様な主体の参画を得ることが重要である。

また、インフラの老朽化、利用者の減少に伴う維持管理コストの増大や、技術職員、ICT人材等の専門人材の不足の深刻化に対応し、他の地方公共団体と連携し、施設・インフラ等の資源や専門人材の共同活用に取り組むことが効果的である。

（略）

こうした広域連携は、地域の実情に応じ、自主的な取組として行われるものであり、市町村間の広域連携、都道府県による補完・支援など、多様な手法の中から、最も適したものを市町村が自ら選択することが適当である。

（略）

(事例) 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏

香川県高松市は、平成29年度に、ICT・データの活用と産学民官の多様な主体との連携により、様々な地域課題を解決し、持続的に成長し続ける「スマートシティたかまつ」の実現に向け、データ連携基盤(IoT共通プラットフォーム)を構築し、防災・観光分野等において、データ利活用による地域課題の解決を推進。

「瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン」において「データ利活用型スマートシティ推進事業」を位置づけ、データ連携基盤を活用した防災分野のアプリケーションを、令和2年度より周辺2市町(観音寺市・綾川町)と共同利用。広域災害への対応(海岸、河川、道路沿い)を可能とするとともに、コストを削減。

高松市は、平成29年度総務省補助事業でデータ連携基盤を構築



交通情報・気象情報など様々な分野の情報を共通運用画面へ表示→リアルタイムの状況認識へ

FIWARE 広域防災
Open APIs for Open Minds データ連携・利活用基盤



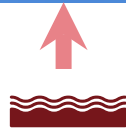
道路



天気



河川水位



潮位

(資料)日本電気株式会社

高松市の導入したデータ連携基盤を令和2年度より周辺2市町で共同利用

運用維持費を負担金方式で分担

各自治体にメリット(2市町は低廉な費用で利用可能)

道路通行情報、気象情報、河川水位、潮位等の防災関連情報をデータ連携で一元化。

広域で発生する災害等に対し、俯瞰的な状況把握が可能となり、避難勧告などの意思決定を支援。



高松市・観音寺市・綾川町の3市町にて防災に関するデータ連携

(事例) 連携中枢都市圏におけるICT活用施策

各市町村は、多様な手法の中から自ら選択した広域連携の取組により、必要な行政サービスの継続的・安定的な提供を推進。

連携中枢都市圏の取組においても、ICT技術やデータを活用した広域的な取組を展開する事例が出てきている。

高梁川流域連携中枢都市圏

データで紡ぐ高梁川流域連携事業

圏域の市町村・民間企業等が保有している行政・経済・地理等の各分野の公共的データを一元的に集約したポータルサイトを構築・運営するほか、企業・学生等のデータ利活用の場「データ分析サロン」の運営やデータ利活用の啓発、人材育成等を実施。

さっぽろ連携中枢都市圏

平成29年度に総務省「データ利活用型スマートシティ推進事業」を活用

オープンデータプラットフォームの共同利用

圏域の市町村等が提供するデータの利用拡大・多様化に向けたオープンデータプラットフォームの共同利用を行うとともに利用促進PRを実施するほか、オープンデータ等に関する職員のスキル向上に資する取組等を実施。

こおりやま広域連携中枢都市圏

デジタルファースト推進事業

自治体DXを推進し、ICTを活用した住民の利便性の向上を図る取組（公開型地理情報システム運用、チャットボットの運用、キャッシュレス、情報セキュリティ研修等）について、圏域の市町村の意向を調査し、広域での実施を検討。